

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年7月5日(2012.7.5)

【公表番号】特表2012-505502(P2012-505502A)

【公表日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2012-009

【出願番号】特願2011-530458(P2011-530458)

【国際特許分類】

H 01 H 13/20 (2006.01)

【F I】

H 01 H 13/20 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- アクチュエーション部材(10)を備える第1のアセンブリ(1)であって、前記アクチュエーション部材は待機位置と作動位置とをとることができる、第1のアセンブリ(1)と、

- 前記第1のアセンブリ(1)の上に取り付けられ、且つ、可動ブリッジ(22)を備える第2のアセンブリ(2)であって、前記可動ブリッジは、複数の可動接点(221)を備え、前記可動接点は、固定接点(201)に対して開放位置と閉成位置との間を作動して、前記アクチュエーション部材(10)の位置に応じてそれぞれ電気回路を開放又は閉成する、第2のアセンブリ(2)と、

を備えるスイッチ装置であって、

- 前記可動ブリッジ(22)は、回転軸(A)の周りを回転することができ、且つ、前記第1のアセンブリ(1)が前記第2のアセンブリ(2)と機械的に非連結となった場合に前記電気回路を開放するために、第3の位置をとることができる、ことを特徴とするスイッチ装置。

【請求項2】

前記第2のアセンブリ(2)は、前記可動ブリッジ(22)の前記回転軸(A)の周りを反時計回り(S1)もしくは時計回りに(S2)前記可動ブリッジ(22)が回転するよう前記可動ブリッジ(22)の両端に作用するアクチュエーション手段を備える、ことを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記アクチュエーション手段は、プッシュボタン(21)に含まれ、前記プッシュボタンは、前記可動ブリッジ(22)の前記3つの位置に対応する3つの位置の間で作動されることができる、ことを特徴とする請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記アクチュエーション手段は2つのカム(210、211)を備え、前記2つのカムは、前記プッシュボタン上に形成され、前記2つのカムの間に前記可動ブリッジ(22)は挿入される、ことを特徴とする請求項3に記載の装置。

【請求項5】

前記第2のアセンブリ(2)は、第1のばね(25)を備え、前記第1のばねは平行移

動するように前記プッシュボタン（21）を押す、ことを特徴とする請求項3又は4に記載の装置。

【請求項6】

前記第1のばね（25）は螺旋型であることを特徴とする請求項5に記載の装置。

【請求項7】

前記第2のアセンブリ（2）は第2のばね（24）を備え、前記第2のばねは、前記可動ブリッジ（22）を前記閉成位置へと押す、ことを特徴とする請求項6に記載の装置。

【請求項8】

前記第2のばね（24）は板ばね型である、ことを特徴とする請求項7に記載の装置。

【請求項9】

前記可動ブリッジ（22）は2つの可動接点（221）と支持プレート（220）とを備え、前記支持プレート（220）は、前記可動ブリッジの前記回転軸（A）の周りを反時計回り（S1）もしくは時計回りに（S2）回転し、且つ、互いに対向する第1の面と第2の面とを有しており、前記2つの可動接点（221）のうちの一方は、前記支持プレート（220）の前記第1の面の一方の端に配置され、前記2つの可動接点（221）のうちの他方は、前記支持プレート（220）の前記第2の面の他方の端に配置されている、ことを特徴とする請求項1から8のいずれか1つに記載の装置。

【請求項10】

前記可動ブリッジ（22）のとる前記3つの位置は異なる、こと特徴する請求項1から9のいずれか1つに記載の装置。

【請求項11】

前記可動ブリッジ（22）のとる前記第3の位置は、前記電気回路の第2の開放位置である、ことを特徴とする請求項10に記載の装置。

【請求項12】

前記第1のアセンブリと前記第2のアセンブリとが緊急停止装置を形成する、ことを特徴とする請求項1から11のいずれか1つに記載の装置。